

冷暖房空調装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

冷暖房空調装置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 5 規則において、機械式通風装置は、火災の拡大を防止するため、設置される区域の外部の安全な位置から停止できるものとする旨規定されている。本規定に関し、IACS は、旅客船の居室内部の空気循環のために供されるエアコン等であって、外気を供給できないものについては、上記の措置が必要な装置とみなさない旨の統一解釈 SC148 を定めており、本会は同 IACS 統一解釈を既に規則に取入れている。

その後、IACS は同統一解釈の適用について更なる検討を行い、貨物船に設置される同様のエアコン等並びにキャビネット及び配電盤に備わる通風機についても、外気を供給できないものである場合、旅客船に設置されるものと同様に、上記の措置が必要な装置とみなさない旨規定する統一解釈 SC148(Rev.2)を 2015 年 9 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC148(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 居室内部の空気循環のために供されるエアコン等であって、外気を供給できないものについては、設置場所の外部からの停止に関する要件は適用されない旨規定した。
- (2) 機械式通風装置に対する設置場所の外部からの停止に関する要件について、日本籍船舶用及び外国籍船舶用の規則の書きぶりを統一するよう改めた。